# 「消費者基本計画」の検証・評価と見直しについて

消費者庁 平成23年6月3日

### 1. 【消費者基本計画】 (平成22年3月30日閣議決定)

毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、 必要な見直しを行い、閣議決定・公表。 翌年度の施策に確実に反映。

消費者基本法に基づく、消費者政策の計画的な推進を図るための5ヵ年計画 (平成22年度~26年度)

各府省庁等が実施する171の具体的施策を記載(消費者庁関係は75施策)

## 2. 検証:評価

### 【平成22年度に実施済みの主な施策(消費者庁関係施策)】

PIO - NETの利用範囲の拡大(施策1番) 経済産業局、公正取引委員会地方事務所等に配備

子どもの事故防止(施策9番) 使い捨てライター等の事故防止機能を義務化(11月)

トランス脂肪酸等の栄養成分表示の在り方(施策73番) 指針の取りまとめ・公表(2月)

消費者教育の体系化(施策87番) 消費者教育推進会議を開催(11月~)

「集中育成・強化期間」中の地方消費者行政支援(施策121番) 地方消費者行政活性化基金について、消費生活 相談員の処遇改善への活用など、運用を見直し(8月)

## 3. 計画の主な見直し案(消費者庁関係施策)

【消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関】(施策13番)

·検討会の取りまとめを踏まえ、新たに、より具体的な施策を盛り込む予定(P)

【食品表示の一元化】(施策69番)

・平成24年度中の法案提出を目指す旨を実施時期に明記

【消費者被害救済制度の検討】(施策110番)

・平成24年常会への法案提出を目指す旨を実施時期に明記

【国民生活センターの在り方の見直し】(総論第2-2(4)、施策119番等)

・消費者行政全体の機能強化を図る観点から、必要な機能を 消費者庁に一元化することを含め、法人の在り方を検討中であり、 その結果を踏まえ、関連する計画の記述を見直す予定(P)

【「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援】(施策122番)

· <u>平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、</u> その具体化に取り組む旨を実施時期に明記

【インターネット消費者取引における被害抑止・救済】(施策153番)

- ・検討会の取りまとめを踏まえ、具体的な施策を新たに追加
- ・決済代行業者に係る分かりやすい表示の仕組み作り
- ・広告表示に対するネット上の監視活動の強化 等

## 4. 今後のスケジュール

5月25日から2週間 意見募集

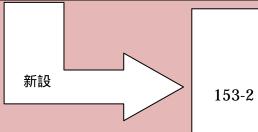
6月末目途 消費者政策会議

閣議決定

## 「消費者基本計画」の主な見直し案

施策番号	策番号 具体的施策 <b>具体的施</b> 策		実施時期	
13 事故調査 機関	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁関係省庁	平成 22 年度に検討を 開始し、平成 23 年度 のなるべく早い時期に 結論を得ます。	
69 <b>食品表示の</b> 一元化	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	平成 22 年度から検討 を開始し、平成 23 年度 以降、検討結果を踏ま え、必要な措置を講じ ます。	
110 <b>被害救済</b>	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をは〈奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	平成 22 年夏を目途に 論点の整理を行い、平 成 23 年夏を目途に制 度の詳細を含めた結 論を得ます。	
122 集中育成・ 強化期間後 の地方消費 者行政支援	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。	消費者庁 関係省庁 等	平成 22 年度中に結論 を得ます。	
153 インターネット 取引	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業 省	平成 22 年度中に結論 を得ます。	

	見直し案				
	具体的施策	担当省庁等	実施時期		
	「事故調査機関の在り方に関する検討会」 より具体的な施策を盛り込む予定。(P)	の取りまと	こめを踏まえ、新たに、		
			食品表示に関する一元的 な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指		
			します。         平成 23 年夏を目途に制度         の詳細を含めた結論を得		
	・・・支援、連携、協働の在り方について、 <u>地</u>		た上、平成 24 年常会への 法案提出を目指します。		
I	域住民の意思に基づ〈充実強化が図られるよ う、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者 行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者 委員会における審議結果なども参考とし、全般 的に検討を行います。		平成 23 年度中に、消費者 庁としての方針をまとめ、 その具体化に取り組みま す。		
			実施済み。 (平成23年3月に「インター ネット取引に係る消費者の 安全・安心に向けた取組に ついて」を取りまとめた。)		



インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など 消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。

決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備

インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示

広告表示に対するネット上の監視活動の強化

越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築

関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営

消費者庁 総務省 経済産業 省 及び : 平成 23 年度中 に開始します。

平成 23 年度中に実施し ます。

継続的に実施します。 平成 23 年度中に着手します。

#### 【国民生活センター関係】

#### 【総論】現行(第 2-2(4)【P8】)

また、国民生活センターについて、消費者相談の充実、商品テスト機能の強化、啓発活動の推進によって、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済や被害の再発防止を担う中核機関として同様に点検を行い、その体制の整備に努めます。

消セン   し、消費生活センターからの経田相談については各地相談窓口を支援するに   活センタ   実施しま 支援   め、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせん   ー す。	【各論】現行					
119   し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するた   国 民 生   継続的に   満セン   め、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせん   一   す。	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期		
	消セン	し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するた		継続的に 実施しま す。		

#### 見直し案

消費者行政全体の機能強化を図る観点から、必要な機能を消費者庁に一元化することを含め、 法人の在り方を検討中であり、その結果を踏まえ、関連する計画の記述を見直す予定。(P)

見直し案			
具体的施策	担当省庁等	実施時期	
消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターに おいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットラ イン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組みます。	消費者庁		

# 「消費者基本計画」の見直し案(消費者庁関係施策)

# 具体的施策の見直し<13施策>

### 具体的施策を見直した施策の例(主な見直しについては前掲)

	施策の概要	現行
121	「集中育成・強化期 間」中の地方消費者行 政支援	(前段略) <u>(新設)</u>
128	適格消費者団体への 情報提供等	(略) <u>国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供</u> や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。
130	公益通報者保護制度 に係る法施行状況検 討結果を踏まえた措 置	(前段略) 消費者委員会における検討 を踏まえ、公益通報者保護 法附則第2条の規定に従 い、公益通報者保護の視点 から、公益通報者保護法の 施行の状況について検討を 加え、その結果に基づいて 必要な措置を講じます。

,	)
	見直し案
	(前段略)
	今回の「東日本大震災」で被
	害を受けた自治体のバックア
	<u>ップに取り組みます。</u>
	(吸)DIO NET 地士の記案に
	(略) <u>PIO - NET 端末の設置に</u>
	<u>向けて検討を進めること</u> や、
	判決等の公表・周知を通じた
	情報面での支援等を実施しま
	す。また、制度が濫用・悪用
	されないよう適格消費者団体
	の認定及び監督を適正に行い

### (前段略)

ます。

消費者委員会報告等を踏ま え、法や通報処理制度の実態 についての調査等を行いま す。

### 実施時期のみ見直し<18施策>

### 実施時期のみを見直した施策の例(主な見直しについては前掲)

	施策の概要	現行	見直し案
7	リコール情報の一元的収集・ 情報提供	継続的に実施する。	情報提供サイトの改善を引き 続き実施する。分かりやすく 周知する方策については、引 き続き検討を進め、平成24年 度までに結論を得る。
76	健康食品の表示の検討	平成 22 年夏を目途 に論点整理を消費 者委員会に報告し ます。	一部実施済み(注1)。 引き続き、特定保健用食品の 広告を含む表示に係る考え方 の明確化や健康食品の虚偽誇 大広告への厳正対処等の措置 を講じます。
89	消費者教育効果の測定手法等 の検討	平成 22 年度から検 討を開始する。	一部実施済み(注2 <u>)</u> 継続的に実施する。

(注1)平成22年8月に、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。

(注2) 平成22年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。

# その他の見直し(担当省庁の変更等) <8 施策>

### 担当省庁を変更した施策の例

	具体的施策	担当省庁等	実施時期
171	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。	<u>消費者庁</u> 経済産業省	引き続き検討を行い ます。